

2024年9月

# 公開草案—スナップショット

## IFRS<sup>®</sup> 会計基準

### 持分法会計

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業  
に対する投資」（202x年改訂）

### プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は次のことである。

- 持分法会計に関する適用上の疑問点への回答によって、実務の不統一を減少させること
- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の理解可能性を改善すること

### 提 案

修正案は、

- IAS第28号の要求事項の明確化及び追加を行っている。
- 要求事項の並べ替えによってIAS第28号の理解可能性を改善している。

### 今後のステップ

IASBは公開草案に対するフィードバックを検討し、修正案を進めるべきかどうかを決定する。

### コメント期限

2025年1月20日

# はじめに

## IASBが本プロジェクトに取り組んだ理由

IFRS会計基準は、投資者又は共同支配投資者が連結財務諸表において関連会社及び共同支配企業に対する投資に持分法会計（持分法）を適用することを要求している。また、IFRS会計基準は、企業が個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に持分法を適用することも認めている。

IASBの「作業計画2017-2021—2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント」は、次のように述べている。

持分法会計及び他の企業に対する持分の他の保有方法の会計処理との相互関係に関する多数の質問が、解釈指針委員会に提起されてきた。

IASBが持分法に関するプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加したのは、これらの疑問点及びそれにより生じている関連会社及び共同支配企業に対する投資の会計処理における実務の不統一について検討するためである。

## 要請しているフィードバック

IASBは次のことに関するフィードバックを要請している。

- 持分法の修正案
- 要求事項の並べ替えでIAS第28号の理解可能性が改善するかどうか

# 公開草案における主要な提案の要約



投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の原価の当初測定をどのように行うか？

IASBは、原価は移転した対価の公正価値（従来保有していた所有持分及び条件付対価の公正価値を含む）とすることを提案している。



投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業への子会社の売却から生じた利得又は損失を認識するか？

IASBは、関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識することを提案している。



投資者又は共同支配投資者は、追加の所有持分の購入又は所有持分の一部の処分をどのように測定するか？

IASBは、投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案している。

- 投資の帳簿価額に、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債（のれんを含む）の公正価値に対する追加的な持分を加算する。
- 投資の帳簿価額を処分した割合だけ減額し、利得又は損失を純損益に認識する。

純資産のその他の変動は、所有持分の追加又は処分として会計処理される。



投資者又は共同支配投資者は、純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を区分して認識するか？

IASBは、投資者又は共同支配投資者が純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を区分して認識することを提案している（投資がゼロまで減額されている場合を含む）。



その他の提案はどのようなものか？

IASBの提案は、親会社の個別財務諸表における持分法を用いて会計処理される子会社に対する投資にも適用される。

## IAS第28号における持分法

持分法は、投資を最初に原価で認識する会計処理方法である。重要な影響力又は共同支配の獲得時に、投資者又は共同支配投資者は、投資原価と関連会社の純資産に対する投資者の持分との差額を、のれん（投資の帳簿価額に含まれる）又は純損益に含まれる割安購入益のいずれかとして会計処理する。

投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者又は共同支配投資者の持分の取得後の変動について投資の帳簿価額を修正する。

### 提案の適用

修正案は、企業が連結財務諸表における関連会社及び共同支配企業に対する投資、並びに個別財務諸表における関連会社、共同支配企業及び子会社に対する投資について持分法を用いる場合に適用される。

## 用語集

用語	定義
関連会社	投資者が重要な影響力を有している企業
重要な影響力	投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワー
共同支配企業	取決めに対して共同支配を有する当事者が当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決め
個別財務諸表	企業が表示する財務諸表のうち、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を、取得原価で行うか、IFRS第9号「金融商品」に従って行うか、又はIAS第28号に記述されている持分法を用いて行うかのいずれかを、IAS第27号「個別財務諸表」の要求事項を条件として、企業が選択できるもの

## 目次

	開始ページ
プロジェクトのアプローチ	6
要求事項を明確化及び追加する提案	
当初認識	7
所有持分の変動	8
純損益及びその他の包括利益に対する持分	9
測定の要求事項を変更する提案	
関連会社及び共同支配企業との取引	10
その他の提案	
減損の兆候	11
個別財務諸表	12
開示の改善	12
経過措置	13
理解可能性の改善	13
提案の予想される影響	14
付録—IAS第28号の基礎となっている原則	15

# プロジェクトのアプローチ

## IASBは適用上の疑問点をどのように識別したか

IASBは、適用上の疑問点を次のことから識別した。

- IFRS解釈指針委員会への要望書
- 世界作成者フォーラムからのコメント
- 2014年9月に韓国会計基準委員会が公表した研究報告書
- 2021年の基準設定主体、会計事務所及び規制当局とのアウトリーチ

IASBは、プロジェクトの範囲に含める適用上の疑問点を、それぞれの疑問点が次のようであるかどうかに基づいて選択した。

- IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の根本的な見直し又はその他のIFRS会計基準書の修正（結果的修正を除く）を行わずに、効率的かつ効果的に解決できる。
- IAS第28号の一貫した適用に影響を与えている。
- 広範囲であるか又は頻繁に発生する事項に関わっている。

## IASBはどのように原則を識別したか

IASBは、IAS第28号の基礎となっている原則を、IAS第28号の要求事項を各トピック（分類又は当初認識時の測定など）にグループ分けすることによって識別した。IASBはそれから、基礎となっている原則を識別するために各グループをレビューした。このスナップショットの付録は、こうした原則を示している。

それらの原則は、IASBが回答を開発する助けとなることが意図されていた。

IASBは、識別した原則がどれも使用できない場合に、適用上の疑問点に対する回答を開発する方法も決定した。IASBは、類似する論点及び関連する論点を扱っているIFRS会計基準書の要求事項を類推してその適用可能性を検討し、「財務報告に関する概念フレームワーク」を使用することを決定した。

実務上の疑問点を識別



基礎となっている原則を識別



その原則を適用上の疑問点に適用

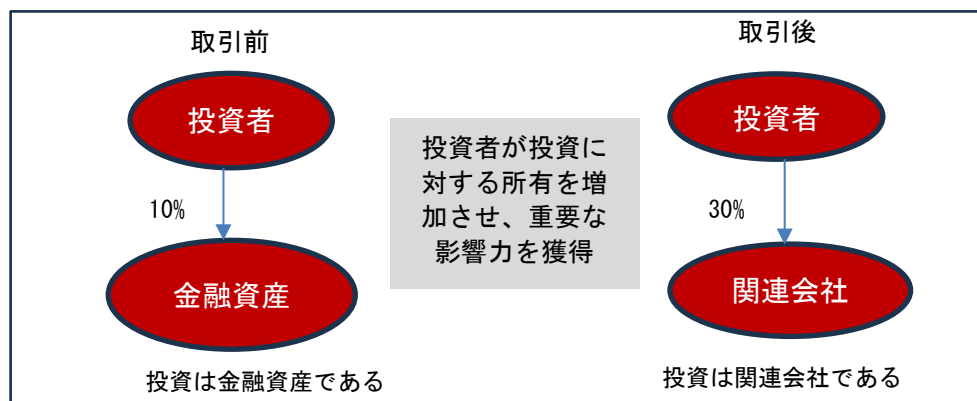
# 測定の要求事項を明確化する提案

## 当初認識

### 適用上の疑問点

- 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の原価の当初測定をどのように行うか？
  - 投資者又は共同支配投資者は、従来保有していた持分を原価に含めるか？
  - 投資者又は共同支配投資者は、移転した対価に条件付対価を含めるか。また、含める場合、条件付対価はどのように測定されるか？
- 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する持分に関連する繰延税金に及ぼす影響を含めるか？

図1—重要な影響力の獲得



### 公開草案における回答案

IASBは、投資者及び共同支配投資者が次のようにすることを提案している。

- 関連会社又は共同支配企業の原価を移転した対価の公正価値（従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する。
- 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。
- 関連会社又は共同支配企業の帳簿価額に、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する持分に関連する繰延税金に及ぼす影響を含める。

投資者又は共同支配投資者は、条件付対価を負債又は資本性金融商品のいずれかに分類する。負債に分類した条件付対価は、各報告日に公正価値で測定され、変動は純損益に認識される。

### 開示

IASBは、投資者又は共同支配投資者が、条件付対価契約の内容、認識した金額及び当該金額の変動、並びに考え得る結果の範囲を開示することを提案している。

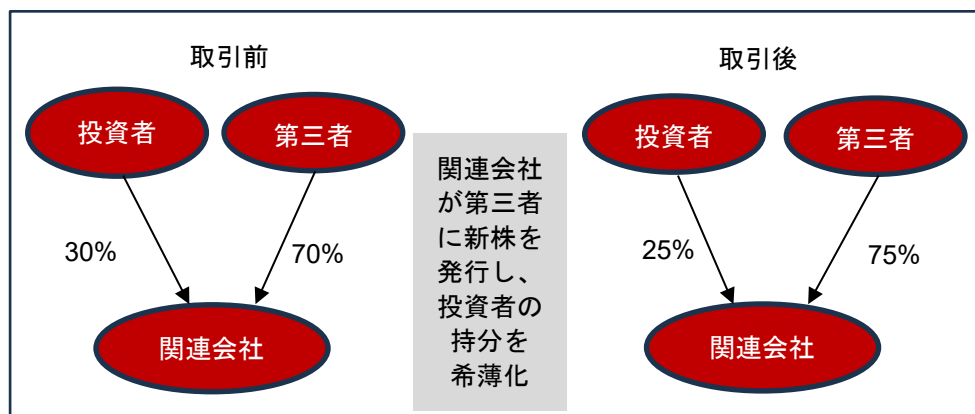
# 測定の要求事項を明確化する提案

## 所有持分の変動

### 適用上の疑問点

- 重要な影響力又は共同支配を保持している間に所有持分を購入又は処分する投資者又は共同支配投資者は、次のものをどのように測定するか？
  - 追加の所有持分
  - 投資の処分した部分
- 投資者又は共同支配投資者は、所有持分のその他の変動（例えば、関連会社が第三者に新株を発行して投資者の所有持分が減少する場合）をどのように会計処理するか、また、利得又は損失をどこに認識するか？

図2—関連会社に対する所有持分の変動—希薄化



### 公開草案における回答案

IASBは、重要な影響力又は共同支配を保持している間に追加の所有持分を購入する投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案している。

- 投資の帳簿価額に、購入日現在の関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値（関連する繰延税金に及ぼす影響を含む）に対する追加の持分を加算する。
- 移転した対価の公正価値と関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する追加の持分との差額を、のれん又は純損益に含まれる割安購入益として会計処理する。

IASBは、所有持分を処分する投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案している。

- 処分した部分を、処分日現在の投資の帳簿価額の一定割合として測定する。
- 受取対価と処分した部分との差額を利得又は損失として純損益に認識する。

IASBは、投資者又は共同支配投資者が、所有持分のその他の変動を所有持分の購入又は処分であるかのように会計処理することを提案している。

#### 開示

IASBは、投資者が、所有持分のその他の変動（例えば、希薄化）から生じた利得又は損失の金額を開示することを提案している。



# 測定の実務事項を明確化する提案

## 純損益及びその他の包括利益に対する持分

### 適用上の疑問点

- 投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者又は共同支配投資者は、
  - ◇ 追加の所有持分の購入時に、認識していない損失を「キャッチアップ」するか？
  - ◇ 純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を区分して認識するか？

### IAS第28号の実務事項

IAS第28号は、投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業の包括利益の合計に対する持分を認識することを要求している。投資者又は共同支配投資者の持分がゼロまで減額されている状況においては、投資者又は共同支配投資者は追加の損失に対する持分を認識しない。ただし、当該損失を負担する法的義務又は推定的義務を有する場合は除く。

### 公開草案における回答案

IASBは、投資者又は共同支配投資者は、認識していない損失を追加の所有持分の帳簿価額の減額によって「キャッチアップ」することはしないと提案している。

IASBは、投資者又は共同支配投資者が純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を区分して認識することも提案している。

#### 設例1—純損益及びその他の包括利益に対する持分

投資の帳簿価額をゼロまで減額した後に、関連会社の純損益に対する投資者の持分はCU200<sup>1</sup>の損失であり、関連会社のその他の包括利益に対する投資者の持分はCU50の利益である。

投資者は、CU50の損失を純損益に認識し、CU50の利益をその他の包括利益に認識する。

<sup>1</sup> このスナップショットでは、貨幣金額は「通貨単位」（CU）で表示している。

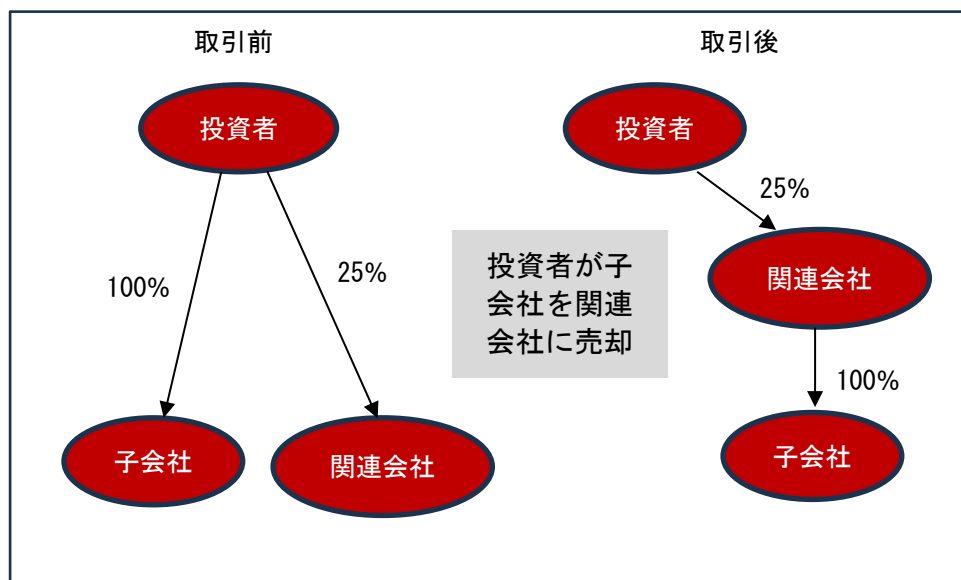
# 測定の変更する提案

## 関連会社及び共同支配企業との取引

### 適用上の疑問点

- 投資者又は共同支配投資者は、関連会社又は共同支配企業への子会社の売却から生じる利得又は損失をIFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号の要求事項を適用して認識するか？

図3—関連会社への子会社の売却



### IAS第28号及びIFRS第10号の要求事項

IAS第28号は、投資者が関連会社との取引から生じた利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求している。例えば、投資者が関連会社の25%を所有していて、当該関連会社に資産を売却する場合、投資者は利得の75%を売却日に認識し、残りの25%を当該資産の耐用年数にわたって又は当該資産が第三者に売却される時に認識する。

IFRS第10号は、親会社が子会社の売却から生じる利得又は損失の全額を認識することを要求している。

### 公開草案における回答案

IASBは、投資者又は共同支配投資者が関連会社及び共同支配企業とのすべての取引からの利得及び損失の全額を認識することを提案している。

IASBの提案は、制限された部分の利得が関連会社に対する投資の帳簿価額を超過する場合に生じる適用上の疑問点への回答にもなっている。

### 開示

IASBは、投資者又は共同支配投資者が「ダウンストリーム」取引（投資者から関連会社への売却）からの利得又は損失の金額を開示することを提案している。

# その他の提案

## 減損の兆候

### 適用上の疑問点

- 投資者又は共同支配投資者は、純投資の公正価値の下落の評価を、公正価値を当初の購入原価又は報告日現在の帳簿価額のいずれと比較することによって行うか？

### IAS第28号の要求事項

IAS第28号は、関連会社又は共同支配企業に対する投資が減損している可能性があるかどうかを評価することを投資者に要求している。投資が減損している可能性があるという証拠がある場合には、投資者はIAS第36号「資産の減損」の要求事項を適用して減損テストを行う。

### 公開草案における回答案

IASBは、投資者又は共同支配投資者が公正価値を報告日現在の投資の帳簿価額と比較することを提案している。したがって、IASBはIAS第28号の第41C項における投資の「取得原価」への言及を「帳簿価額」に置き換えることを提案している。投資が減損している可能性があるかどうかを投資者がどのように評価するのかを明確化するためである。

IASBは、IAS第28号の第41C項における投資の公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落への言及を削除して、投資の公正価値に関する情報を収集する方法についてIAS第28号にガイダンスを追加することも提案している。

IASBは、減損の兆候についてのIAS第28号の文言の一部をIAS第36号の文言に合わせるために変更することも提案している。

IASBは、本公開草案の一部として減損テストについてのIAS第36号の要求事項の変更を提案することはしていない。

## その他の提案

### 個別財務諸表

IAS第27号「個別財務諸表」は、個別財務諸表を表示する際に企業が子会社、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用するかどうかを選択することを認めている。

IASBは、適用上の疑問点に対する回答案は、個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択する親会社にも適用されると決定した。

IASBの見解では、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用している親会社について異なる要求事項を開発することは、明らかな便益は何もないのに2つの版の持分法を作り出すことになる。

### 開示の改善

このスナップショットに記述した他の開示要求案に加えて、IASBは、投資者が関連会社及び共同支配企業に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示することを提案している。

#### 設例2—関連会社及び共同支配企業に対する投資の調整表

	CU
期首残高	1,200
取得—新たな関連会社	1,000
取得—追加持分	250
当期の純損益に対する持分	100
配当	(200)
その他	(10)
期末残高	<u>2,340</u>

---

## その他の提案

### 経過措置

IASBは、投資者又は共同支配投資者が次のようにすることを提案している。

- 関連会社との取引からの利得又は損失のうち過去に制限されていた部分（このスナップショットの10ページ参照）を、移行日現在の投資の帳簿価額及び利益剰余金の修正として認識する。
- 条件付対価の変動（このスナップショットのページ7参照）を、移行日現在の投資の帳簿価額の修正として認識する。
- 他のすべての修正案を将来に向かって適用する。

IASBは、要求事項案の適用を容易にするための救済措置を提案している。

### 理解可能性の改善

IASB及びその前身の機関は、IAS第28号が1989年に最初に公表されて以来、数度にわたって改訂してきた。

第3次アジェンダ協議の結果として、IASBは、IFRS会計基準の理解可能性及びアクセスしやすさに対する現在の焦点レベルを少し高めることを決定した。これは基準の一貫した適用を間接的に支援することになるであろう。

IAS第28号の構成は、公表されて以来、ほとんど変わっておらず、長年にわたり断片的に、新たな要求事項の追加又は既存の要求事項の修正が加えられている。

本公開草案を公表するにあたり、IASBは、要求事項をトピック（当初認識など）ごとにグループ分けし直し、要求事項を並べ替えることによってIAS第28号の理解可能性を改善することを決定した。本公開草案には、IAS第28号とIAS第28号（202x年改訂）の案との間の新旧対応表が含まれている。

---

## 提案の予想される影響

### 財務報告の質に対するの予想される影響

IASBは、修正案が実務の不統一を減少させ、したがって利用者に比較可能性のより高い情報を提供すると見込んでいる。

実務の不統一が生じるのは、IAS第28号が要求事項を定めていないか又は他のIFRS会計基準書の要求事項と不整合のある要求事項を含んでいるためである。

IASBの見解では、提案は利用者に関連性のより高い情報を提供するであろう。例えば、関連会社及び共同支配企業に対する投資者の投資の期首残高と期末残高の帳簿価額の調整表は、当該残高の変動を利用者が理解するのに役立つであろう。

### 提案の導入及び適用の予想されるコスト

現在、作成者には、それらの適用上の疑問点について自身の会計方針を作成するためのコストが生じている。これには、考え得る会計方針のリサーチや、監査人及び規制当局との議論が含まれ、監査人及び規制当局にも当該会計方針をレビューするためのコストが生じている。提案は、持分法を適用する企業について実務で生じる適用上の疑問点への回答を提供することによって、作成者、監査人及び規制当局にとってのコストの一部を低減させるであろう。

## 付録一IAS第28号の基礎となっている原則

分類	参加するパワーは、純資産の変動に影響を与え、純資産にアクセスする投資者が共有するパワーである。
報告企業の境界	持分法の適用は、関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者の持分を投資者の財政状態計算書に含める。 関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者の持分は、報告企業の一部である。
当初認識時の測定	投資者が重要な影響力又は共同支配を獲得する日現在の公正価値は、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債に関する最も関連性のある情報及び忠実な表現を提供する。
事後測定	投資者は関連会社又は共同支配企業の純資産の変動を認識する。投資者は現時点でアクセスできる純資産の変動に対する持分を認識する。 投資者の最大エクスポージャーは関連会社又は共同支配企業に対する総持分である。 関連会社又は共同支配企業に対する投資者の所有持分が減少し、投資者が引き続き持分法を適用する場合には、過去にその他の包括利益に認識した金額を振り替える。
認識の中止	投資者は次のようにする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>旧関連会社又は旧共同支配企業に対する支配を獲得する場合には、IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 10 号を適用する。</li> <li>重要な影響力又は共同支配をもはや有さないが、旧関連会社又は旧共同支配企業に対する持分を保持する場合には、IFRS 第 9 号を適用する。</li> <li>重要な影響力又は共同支配を喪失した日に、利得又は損失を認識し、その他の包括利益に認識した金額を振り替える。</li> </ul>

# コメント提出者のための情報

本公開草案のコメント期限は、2025年1月20日である。

コメントは、[Open for comment](#) のページで提出することができる。

## 常に最新情報を

本プロジェクトの直近の動向について最新情報入手し、電子メールのアラートに登録するには、当財団の [project page](#) を訪問されたい。

## 公開草案パッケージ

本公開草案パッケージは、次の内容を含んでいる。

- 公開草案「持分法会計—IAS第28号（202x年改訂）」
- 公開草案「持分法会計—IAS第28号（202x年改訂）」に関する結論の根拠（IASBが提案をどのように開発したのかを要約している。）
- 本公開草案における提案の設例
- コメント募集（コメント提出者への質問を含む）

さらに、補足文書（IAS第28号（202x年改訂）の案をマークアップ方式で再録）がIFRS財団のウェブサイト入手可能である。

## この文書について

このスナップショットは、IFRS財団が利害関係者の便宜のために編集したものである。この文書において表明されている見解は、作成したスタッフの見解であり、必ずしもIASBの見解又は意見ではない。

このスナップショットの内容は、助言を構成するものではなく、IASBが公表した権威ある文書と考えるべきではない。

IASBの正式の基準書等は、プレミアム購読者には電子書式で入手可能である。

公表物は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) で入手可能である。

Copyright © 2024 IFRS Foundation

**不許複製・禁無断転載**：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的又はその他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管及び検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳、転載、複製又は利用してはならない。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS’<sup>®</sup>、‘IASB’<sup>®</sup>、IASB<sup>®</sup> ロゴ、‘IFRIC’<sup>®</sup>、‘IFRS’<sup>®</sup>、IFRS<sup>®</sup> ロゴ、‘IFRS for SMEs’<sup>®</sup>、IFRS for SMEs<sup>®</sup> ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards’<sup>®</sup>、‘International Financial Reporting Standards’<sup>®</sup>、‘NIIF’<sup>®</sup>、‘SIC’<sup>®</sup>、‘ISSB’<sup>™</sup>及び‘SASB’<sup>®</sup>がある。当財団の商標のより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

IFRS財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所をロンドンに置いている。





**IFRS**<sup>®</sup>  
Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**

International Financial Reporting Standards<sup>®</sup>, IFRS Foundation<sup>®</sup>,  
IFRS<sup>®</sup>, IAS<sup>®</sup>, IFRIC<sup>®</sup>, SIC<sup>®</sup>, IASB<sup>®</sup>, ISSB<sup>™</sup>, IFRS for SMEs<sup>®</sup>

Copyright © 2024 IFRS Foundation

